



Human Rights Now



気候ネットワーク

### 【共同声明】

環境への権利に関する国連決議を棄権したことに抗議し、日本政府に対して  
同権利保障に向けた積極的な取組みを求める声明

2021年10月18日

認定 NPO 法人 ヒューマンライツ・ナウ

認定 NPO 法人 気候ネットワーク

賛同団体

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

本年10月8日、国連人権理事会は、安全、清潔、健康的で持続可能な環境に対する人権に関する決議を、賛成43票、反対0票、棄権4票（中国、インド、ロシア、日本）で可決した<sup>1</sup>。

この決議は「安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利を人権として認め」、他の人権の享受との関連性と重要性を認識した上で、各国の憲法や国内法、地域の人権条約ですでに広く認められているこの権利を保護するために、自国の能力、国際協力、ベストプラクティス、そして政策を構築することを各国へ求めている<sup>2</sup>。

東京を拠点とする国際人権 NGO である認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウは、認定 NPO 法人気候ネットワークと共に、この決議について健全な自然環境への権利を国際的に承認するものとして歓迎する。しかしながら、理事国である日本政府がこの決議を棄権し、現代の大きな課題の1つである気候変動問題に立ち向かうべく国際社会が団結しようとするこの歴史的な瞬間において、国際社会においてリーダーシップをとらなかったことには深い失望を禁じ得ない。

決議書の序文は、今日の世界が取り組むべき最も重要な事項について述べられている。それらは、持続可能な発展や、また生命、健康、食料、住居、水資源、文化などを含む重大な人権を守る上で重要な役割を果たす自然環境や、気候変動やその他の環境危機が中心となつてすべての人権の享受に及ぼす影響が含まれる。さらに、先住民、高齢者、障がい者、女性、少女な

---

<sup>1</sup>人権理事会、「安全でクリーン、健康的で持続可能な環境に対する人権」に関する決議、A/HRC/48/L.23/Rev.1、2021年10月8日、<https://undocs.org/a/hrc/48/l.23/rev.1>

<sup>2</sup>ノックス、「安全でクリーン、健康的な持続可能な環境の享受に関連する人権の義務の問題についての特別報告者のレポート

enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment", UNGA A/73/188, 19 July 2018, パラグラフ 28-36, <https://undocs.org/a/73/188>.

ど、環境被害に対してとりわけ脆弱な立場にある人々のニーズ、正確で適切な情報を得る公共の権利、政府の環境に関する意思決定に実効的に参加する権利、実効性のある救済措置を受けられる権利も示されている。加えて、権利の面からだけでなく義務の面でも環境問題に取り組む際に人権を尊重する義務や環境問題に関して、また環境活動家に対して人権を尊重する企業の責任も含んでいる。

これらの権利や義務は、既に国際人権法上、認知された確たる権利及び義務であり、日本政府は、国際人権基準に則り、これらの事項について、課題解決に向けた積極的なリーダーシップをとり貢献すべきである。

ここで日本に関しては、健康に対する市民の権利を適切に保護することなく、災害に関する正確で適切な情報の提供をしなかったことで厳しく批判を受けている、今なお続いている福島原子力発電所事故への対応について指摘せざるを得ない<sup>3</sup>。この近代史上、最悪の環境災害の処理を著しく誤ったことで、日本政府は、「原発事故の一因となり、原子力産業の再開の努力に際してもつきまとっている、隠蔽と否定の文化」<sup>4</sup>を対外的に示した。最近でも日本政府は、この夏に、今も続く福島の被災者の困難を軽視するような表現を用いて「復興五輪」を推進し、震災や原発事故による環境への影響に関する市民の懸念を軽視し続けている<sup>5</sup>。

よってヒューマンライツ・ナウ及び気候ネットワークは、日本政府に対して、今回の国連決議を踏まえて、福島第一原発事故を初めとした国内の問題はもちろんのこと、地球規模の課題である気候変動問題について国際社会においても、圧倒的多数で採択された本決議を推進するために理事国として積極的な役割を果たし、新しく設置された特別報告者に協力し、気候変動と人権を含む環境に対する権利の調査研究を支援し、国際人権基準に基づく国際社会の行動に加わるとともに、リーダーシップを発揮してこの分野における国際人権基準を発展させていくことを求める。

---

<sup>3</sup> HRN 「福島原発事故で被災した人々の深刻な人権状況」、14

2017年2月、<https://hrn.or.jp/eng/news/2017/02/14/fukushima-hrc34-statement/>

<sup>4</sup> Denyer, 「福島のメルトダウンから8年。土地は回復しているが、国民の信頼は未だ回復せず」、ワシントンポスト、2019年2月20日、[https://www.washingtonpost.com/world/asia\\_pacific/eight-years-after-](https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/eight-years-after-fukushimas-meltdown-the-land-is-recovering-but-public-trust-has-not/2019/02/19/0bb29756-255d-11e9-b5b4-1d18dfb7b084_story.html)

[fukushimas-meltdown-the-land-is-recovering-but-public-trust-has-not/2019/02/19/0bb29756-255d-11e9-b5b4-1d18dfb7b084\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/eight-years-after-fukushimas-meltdown-the-land-is-recovering-but-public-trust-has-not/2019/02/19/0bb29756-255d-11e9-b5b4-1d18dfb7b084_story.html).

<sup>5</sup> Lee & Inuma, 「福島の災害の影に隠れた復興の和という虚言」、ワシントンポスト、2021年7月29日